

建築物省エネ法に基づく表示制度が平成28年4月より始まります

※詳しくは国土交通省ホームページをご確認ください。

平成27年7月に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」(建築物省エネ法)が公布されました。本法律では、販売・賃貸事業者に対する建築物の省エネ性能の表示の努力義務が規定され、本年4月より施行されます。この度、具体的な表示方法等について定めた住宅・ビル等の省エネ性能表示のガイドラインを策定・公表しましたので、お知らせいたします。

○ガイドラインの概要

- ◆建築物省エネ法第7条において、建築物の販売・賃貸事業者は、省エネ性能の表示に努めなければならないと規定。
- ◆本ガイドラインの正式名称は、「建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針(平成28年国土交通省告示第489号)」。

建築物の省エネ性能の表示に関する事項が法律に措置されました。

【第7条】販売・賃貸事業者の表示の努力義務

建築物の販売・賃貸を行う事業者は、その販売又は賃貸を行う建築物について、省エネ性能を表示するよう努めなければなりません。

具体的表示事項・方法

建築物の省エネ性能表示のガイドライン

具体的表示制度

第三者認証の例(BELS)

(新築時等の性能表示)

- ◆省エネ性能のレベルをわかりやすく表示。
- ◆新築時等に、特に優れた省エネ性能をアピール。



省エネ基準適合認定・表示制度

(既存建築物の適合マーク)

- ◆行政庁による基準適合認定を受けている旨を表示。
- ◆既存建築物の省エネ改修等をして、基準適合した場合等にアピール。



表示制度に関する基本的な考え方

- 建築物のエネルギー消費性能の見える化を通じて、エネルギー消費性能に優れた建築物が市場で適切に評価され、消費者に選択されるような環境整備を図ることが重要である。
- 市場で適切に評価されるためには、信頼性の高い評価指標や第三者の評価による建築物のエネルギー消費性能の表示制度の充実及び普及が有効である。
- こうした表示制度の普及により、建築主等に対してインセンティブが付与され、建築物のエネルギー消費性能の向上につながることを期待されます。

ワンポイント 健康コラム

生活習慣病の種類と対策



生活習慣病は、「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」のことを指しており、例えば以下のような疾患が含まれるとされています。

- 食習慣**：インスリン非依存糖尿病、肥満、高脂血症(家族性のものを除く)、高尿酸血症、循環器病(先天性のものを除く)、大腸がん(家族性のものを除く)、歯周病等
- 運動習慣**：インスリン非依存糖尿病、肥満、高脂血症(家族性のものを除く)、高血圧症等
- 喫煙**：肺扁平上皮がん、循環器病(先天性のものを除く)、慢性気管支炎、肺気腫、歯周病等
- 飲酒**：アルコール性肝疾患等

生活習慣病対策を確認しましょう

①日頃から予防しましょう。

身体運動・運動 / 栄養・食生活 / 飲酒 / たばこ

普段の生活習慣で病気を寄せ付けない事が大切です。普段から元気にからだを動かすことで、糖尿病、心臓病、脳卒中、がん、足腰の痛み、うつ、認知症などになるリスクを下げることができます。今より10分多く毎日、体を動かしてみましょう。



②定期的に振り返りましょう!

肥満・メタボリックシンドローム / 血圧 / 脂質異常(コレステロールなど) / 血糖(糖尿病)

健康診断を行い、体の状態を毎年チェックしましょう。カロリーが高い食品を減らしたり、なるべく歩くようにするなど、普段の生活の中で変えられる行動をみつつけていきます。内臓脂肪を少しずつ減らすことが重要で、体重を3~4%ほど減らすだけで、十分効果があります。血糖値や血圧、中性脂肪の値もよくなります。無理をしない程度に、毎日少しずつ続けることが大切です。体重と腹囲という、わかりやすい指標をもとに、ご自身の健康を管理しましょう。



③病気について知りましょう!

生活習慣病は具体的にどんな病気なのでしょう?

脳卒中(脳血管疾患) / 心疾患 / 糖尿病の合併症 / がん / COPO(慢性閉塞性肺疾患)

がん、循環器疾患、糖尿病、COPD(慢性閉塞性肺疾患)などの生活習慣病は、私たちの医療費の約3割、死亡者数の約6割を占めております。また、平成20年度より特定健診・特定保健指導が開始し、メタボリックシンドロームを中心に、自らの健康状態を把握し、生活習慣を改善したいと考える方が増えています。

生活習慣が原因となる病気は、たくさんの種類があり、どこまでが生活習慣病と定義されるのか明確な境界はありませんが、日々の食生活や運動、健康を改善し、あなたの生活習慣を今一度、見つめなおしてみたいかがでしょうか。

経理マンが行く

子供の安全



卒業シーズンから、入学シーズンにかわりました。桜の花もチラホラと咲き始め、季節はようやく春になりました。花粉症の方には辛い時期ですが、数ヶ月の短い春を楽しみたいですね。

さて先日、埼玉県朝霞市の当時13歳の女子中学生が誘拐された事件で2年もの長い年月を経て無事保護されました。犯人も逮捕され、これから詳しい事が判ってくるかと思えます。しかしながらこのような事件は他人事ではありません。

文部科学省は今年1月に「学校安全緊急アピール」を発表し、日本政府は「子供の安全」対策とし、文部科学省と警察庁を合わせて約30億円を計上しました。それでも各自治体、学校への対応まかせというものが殆どで各家庭での対応が求められています。

学校の対応では、子どもが一人にならぬよう、集団登下校を実施していますが、毎日行う、不審者情報があった時だけ行う、終業時間が異なる為学年別に行う、など頻度や実施方法は学校によりまちまちです。

また、不審者情報をプリントで保護者に知らせる、防犯教室を実施する、などの対応が取られていた学校は数校のみです。不審者情報については防災メールで知らせるとい学校もありました。

地域では、ボランティアによるパトロールと旗振り、下校時間に合わせた犬の散歩、子どもが駆け込める「子ども110番の家」の設置、「パトロール中」のふだを自転車や車につけて乗ってもらうなどの地域の「見守り」を行っている自治体もあります。

何もしていない自治体があるにしても、学校や地域で子どもたちを守るという姿勢が高まっていることは保護者として大変ありがたいことでもあります。

では保護者の方たちは子どもの防犯についてどんな対策をしているのでしょうか。多い順に、「一人にさせない」「防犯ブザーを持たせる」「必ず通学路を通る・寄り道させない」「知らない人についていかない」「大声で助けを求め」「暗くなる前に帰る」等です。

携帯も一つの手段となりました。最近の携帯は高性能ですのでGPS機能があればほぼ正確な居場所を特定できます。

30億円も予算に入れてくれているのなら防犯カメラの増設設置、警察パトロールの強化、不審者情報の迅速伝達・共有化、下校時間の統一、などをもっと充実させて頂きたいです。

専門家に聞いても「完璧な防犯などないぞう。大切なのは、簡単に実践できることから永く続けることであるということ。最近は登下校だけでなく校内の中でも安心は出来ない事件も増えています。いやな世の中ですが今の時代にあった防犯がきっとあるはず。自分の子も他人の子も被害者にさせない、住みやすい地域作りをしたいものです。

普段から子供とのコミュニケーションを充分取ると同時に、子供の様子がいつもと違う場合には優しく声をかけてあげることも大切です。

